

平成 31 年
第 4 回南九州市農業委員会 議事録

1. 日 時 平成 31 年 4 月 26 日（金） 午後 2 時～

2. 場 所 頤娃保健センター

3. 出席委員（ 16 人）

会長 1 番 寶代 行廣

会長職務代理

委員 3 番 栗ヶ窪 和治

6 番 東 鈴子

7 番 田中 司

8 番 君野 潤二

9 番 松村 孝徳

10 番 吉崎 久男

11 番 菊永 多佳子

12 番 宮原 俊郎

13 番 徳永 映子

14 番 松永 正美

15 番 東垂水 勝秀

16 番 永山 明美

17 番 梶山 俊孝

18 番 栢木 いさ子

19 番 大隣 初美

4. 欠席委員（ 4 人） 2 番 今市 範男 4 番 下之門 信洋

5 番 宮原 耕一 20 番 月野 貴大

5. 議 題

○ 開会の宣告

○ 会長諸般の報告

○ 事務局長諸般の報告

○ 開議の宣告

○ 日程第 1 会議録署名委員の指名

○ 日程第 2 会期決定の件

○ 日程第 3 議案審議に係る通知事案について

○ 日程第 4 農業経営改善計画認定者の報告について

○ 日程第 5 議案第 22 号 農業振興地域整備変更計画書（案）の意見決定
について

○ 日程第 6 議案第 23 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可について

○ 日程第 7 議案第 24 号 農地法第 4 条許可申請に対する許可について

○ 日程第 8 議案第 25 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可並びに意見
聴取決定について

○ 日程第 9 議案第 26 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利
用集積計画に対する意見決定について

○ 日程第 10 その他

○ 閉議の宣告

○ 閉会の宣告

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 櫛下町 浩二

農政係長 蔵元 善兼，係員 中村 信介，内 良一

農地係長 塗木 芳浩，係員 川畑 和成，西野 政則，中村 英樹

7. 会議の概要

開 会 午後 2 時

事務局長 定刻になりましたのでご起立願います。

「一同 礼」

ご着席願います。

議 長 それでは、出席確認を行います。今市会長職務代理，下之門委員，宮原耕一委員，月野委員から一身上の都合により，欠席届が提出されております。ただいまの出席人員は 16 名で，会議の定足数に達しております。

これより平成 31 年第 4 回南九州市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 まず会長諸般の報告でございますが，議案資料の 90 頁をご覧くださいと思います。（諸般の報告をおこなう。）

議 長 続きまして事務局諸般の報告に移ります。事務局長の報告を求めます。

事務局長 （諸般報告をおこなう。）

議 長 只今の，会長・事務局長諸般の報告に対しまして，質問，ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますので、これより本日の会議を開きます。会議に先立ち
お願いをいたします。会議録作成に必要でございますので、質疑、意見等発言
を求める委員は、挙手のうえ、自分の議席番号を言ってから発言してくだ
さい。

議 長 日程第1 会議録署名委員の指名をおこないます。会議録署名委員は会議規
則第19条第2項の規定により、9番 松村 委員、10番 吉崎 委員を指名し、
会議書記に蔵元農政係長を指名いたします。

議 長 日程第2 会期決定の件を議題に供します。
お諮りします。本会議の会期は、本日4月26日の1日間としたいと思いますが、
ご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日限りの1日間とすることに決定しました。

議 長 続きまして、日程第3 議案審議に係る通知事案について、事務局の説明を求
めます。

農地係長 それでは、議案審議に関する農地法第18条第6項及び農用地利用集積計
画、並びに農地法第18条第6項及び議案審議に関しない農用地利用集積計
画の合意解約について説明いたします。

3点からになります。

まず始めに農地法第18条第6項による通知事案ですが、1件の合意解約がな
されました。賃貸人が潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん、賃借人が潁娃町〇〇の〇〇
〇〇さん他の申し入れです。

解約の主導は借人主導によるものとなっております。

地目の内訳は畑が1筆の4,313 m²、地域は潁娃です。

次に農用地利用集積計画の合意解約による通知事案は21件の合意解約がな
されました。

内容は、賃貸人が潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん、賃借人は潁娃町〇〇の〇〇
〇〇さん他の申し入れです。

解約の主導は、貸人主導によるものが5件、借人主導によるものが16件となっ
ております。

地目の内訳は、田が15筆の11,035 m²、畑が20筆の19,147 m²、地域別では

顚娃 1 件, 知覧 7 件, 川辺 15 件となっております。

以上で, 説明を終わります。

議 長 只今の事案について, 質疑はありませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認めます。只今の案件につきましては, あくまでも通知事案でございますので, ご了承いただきたいと思います。

議 長 続きまして, 日程第 4 農業経営改善計画認定者の報告についてを議題とします。事務局に説明を求めます。

農政係長 資料は 9 頁から 13 頁で, 今回は, 新規認定 3 件, 再認定が 7 件であります。

新規認定個別表は, 12 頁からです。

整理番号 1, 知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。これまで茶 4.2 h a の経営を行なってきましたが, 農作業効率の向上を目指すとともに, 他作物を新規に栽培することで, バランスのいい経営を目指し, 経営の安定に努めたい考えです。

経営改善目標を達成するために, 農業委員会による優良農地の斡旋及び肥培管理の徹底による品質向上, 併せて制度資金等を活用し農業機械の更新を行いたい考えです。

次に, 整理番号 2, 顚娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。これまで〇〇地域で妻と二人で茶 7.2 h a の経営を行なってきました。今後は圃場の連担化等による規模の拡大, 機械の導入等を図り経営の安定化, 省力化に努めたい考えです。

経営改善目標を達成するために, 農業委員会による優良農地の斡旋及び制度資金を活用して乗用型摘採機の更新を行いたい考えです。

次に, 川辺町〇〇の〇〇〇〇です。これまで, 茶生葉生産専業で 5.6 h a の経営を行ってきましたが, 農地の連担化を進めるとともに, 新規でそば栽培に取り組むことで, より一層の経営の安定に努めたい考えです。

経営改善目標を達成するために, 遊休農地を利活用しそば栽培に取り組むとともに, 農作業機械の管理を徹底するなど, 経営管理・生産方式の合理化に努めたい考えです。

尚, 再認定個別表 7 件は, 資料の 13 頁になりますので, お目通しをお願い致します。

以上で報告を終わります。

議 長 只今事務局から報告のありました件について質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問なしと認めます。只今の案件につきましても、あくまでも報告事案でございますので、ご了承いただきたいと思います。

議 長 次に、日程第5 議案第22号 農業振興地域整備変更計画書（案）の意見決定についてを議題といたします。まずもって現地調査員 梶山委員の報告をお願いいたします。

梶山委員 審議番号1番です。

申請人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、潁娃町〇〇他1筆で、畑の1,134㎡で、〇〇集落に位置します。

申請地は、実家近くにあり、借家住まいで手狭になってきたため、父所有地に農家住宅を建築しようとするもので、農用地区域から除外をするものです。代替地についても検討しましたが、適当な土地が見つからなかったとのことです。

現地調査の結果、農用地区域からの除外については、やむを得ないものと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 ここで事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。

農業振興地域の変更条件には、代替地の検討、農地の集団化・作業効率への影響、用排水路への影響、土地改良事業等の有無について検討することとなっていますが、現地調査委員から報告があったとおりでございます。

土地改良事業等については、農業の振興に関する計画の27号計画が昨年11月の本委員会の議案第68号で適当意見とされた案件で今回除外申請されたところです。補足説明を終わります。

ご審議方宜しくお願い致します。

議 長 只今、現地調査員の報告並びに事務局から説明のありました案件について、審議をお願いします。

議 長 質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第 22 号農業振興地域整備変更計画書（案）については、申請理由からやむを得ない変更として適当意見とすることにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第 22 号については、申請どおり適当意見とすることに決定いたします。

議 長 次に、日程第 6 議案第 23 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可についてを議題とします。
事務局に提案説明を求めます。

農地係長 それでは、農地法第 3 条の規定による農地等の権利移動の許可申請に対する許可についてご説明申し上げます。

19 号からになります。今回の申請は、所有権移転 9 件になります。

所有権移転について、譲渡人は潁娃町〇〇〇の〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん他の申請であります。

内訳は、田が 7 筆で 3,256 m²、畑が 13 筆で 6,231 m²、合計 20 筆 9,487 m²となっています。

理由は、1 番が知人、3 番が義理の妹から受贈、2 番・4 番から 9 番が相手方の要望となっております。

土地の取引価格につきましては、10a あたり、田が 71,000 円から 238,000 円、畑が 71,000 円から 1,554,000 円で売買される予定です。

地域別では、潁娃 1 件、知覧 4 件、川辺 4 件でございます。

また、法第 3 条第 2 項各号の判断については、21～25 号の調査書のとおりでございます。

以上の案件については、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、事務局としましては、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。

以上で、説明を終わります。ご審議方宜しくお願い致します。

議 長 只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第 23 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可については、全案件について申請どおり許可することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第 23 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可については、全案件については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、日程第 7 議案第 24 号 農地法第 4 条許可申請に対する許可についてを議題といたします。まず、現地調査員の報告を求めます。
先ず、梶山委員お願いします。

梶山委員 審議番号 1 番です。
申請人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。
申請地は、潁娃町〇〇、畑の 453 m²で〇〇の北東付近の〇〇集落に位置します。
申請人は、売電により生計を立てるため、日当たりが良く太陽光発電に適していることから、隣接地の山林、畑と一体で太陽光発電施設を設置しようとするものです。現状はすでに基礎部は完成し始末書も添付されております。また、現地には市道とも接しており、境界の確認は必ず行うよう指導しております。
現地調査の結果、太陽光発電施設への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。
以上で報告を終わります。

議 長 次に、大隣委員お願いします。

大隣委員 審議番号 2 番です。
申請人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇です。
申請地は、知覧町〇〇の一部、畑の 935 m²の内 600 m²で〇〇の西側付近で〇〇集落に位置します。

申請人は、〇〇を営んでおり、敷地内において職員及び利用者送迎車両の駐車スペースが不足しているため、駐車場を確保しようとするものです。現在、何の作付もされていない状態でしたので、駐車スペース以外の 335 m²は何らかの作付をするよう要望をしました。

現地調査の結果、駐車場への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

議 長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 審議番号 1 番です。

立地基準ですが、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、「第 2 種農地」の「その他の農地」と判断されます。

関係行政庁の許認可等については、経済産業省からの太陽光発電設備に係る工事費負担金請求書の写しが添付されております。

審議番号 2 番です。

立地基準ですが、上水道及び下水道が埋設された幅員 4 m 以上の市道に面しており、かつ概ね 500m 以内に教育施設〇〇と医療機関〇〇があるため、「第 3 種農地」の「都市的環境整備農地」と判断されます。

関係行政庁の許認可等については、特に必要ありません。

以上で、説明を終わります。ご審議方宜しくお願い致します。

議 長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、ご意見はございませんか。

田中委員 議長 7 番

議 長 田中委員

田中委員 審議番号 1 番は〇〇業であるが、申請理由を売電で生計を立てるとしている。この文言は要らないのでないか。

農地係長 〇〇業の収入も得て、売電での収入も得るという意味です。

田中委員 本業は〇〇である。少し文言を変えて欲しいです。

農地係長 生計の足しにするということで、訂正をさせていただきます。

議 長 1 番について、売電により生計の強化を図るということで修正をお願いします。
他にございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見が他にありませんので、採決いたします。
議案第 24 号 農地法第 4 条申請に対する許可については、さきほどの修正をした
うえで、申請どおり許可することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。
よって議案第 24 号に係る案件については、申請どおり許可することに決定いた
します。

議 長 次に、日程第 8 議案第 25 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可並びに意見
聴取決定についてを議題といたしますが、まずもって現地調査員のご報告をお願
いします。所有権移転の 8 件の報告をお願いします。
まず①番について梶山委員をお願いします。

梶山委員 審議番号 1 番です。
4 条審議番号 1 番の隣接地で譲受人は同じです。
譲渡人が、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。
申請地は、潁娃町〇〇、畑の 122 m²です。
理由は、4 条で述べたので省略します。
現地調査の結果、太陽光発電施設への転用は、やむを得ないものと判断い
たしました。
以上で報告を終わります。

議 長 次に大隣委員をお願いします。

大隣委員 審議番号 2 番です。
申請人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇、〇〇〇〇さんです。
譲渡人が、大阪府〇〇の〇〇〇〇さんです。
申請地は、知覧町〇〇他 1 筆、畑の 432 m²で〇〇の北側付近で〇〇集落に

位置します。

申請人は現在、借家住まいで、申請地を譲り受けて、一般住宅を建築しようとするものです。また、出入りのため、申請地を譲り受けて、通路を確保しようとするものです。

現地調査の結果、一般住宅及び通路への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

審議番号3番です。

譲受人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。

譲渡人が、愛知県〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇で、畑の502㎡で、〇〇の南側で〇〇集落に位置します。

申請人は現在、借家住まいで手狭になってきたことから、申請地を譲り受けて、一般住宅を建築しようとするものです。

現地調査の結果、一般住宅への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

審議番号4番です。

譲受人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。

譲渡人が、鹿児島市の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇一部、畑の603㎡の内412㎡で、〇〇の南側付近で〇〇集落に位置します。

申請人は現在、借家住まいで手狭になってきたことから、実家の隣接地である申請地を譲り受けて、一般住宅を建築しようとするものです。

現地調査の結果、一般住宅への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

議 長 次に、君野委員お願いします。

君野委員 審議番号5番です。

譲受人が、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。

譲渡人が、奈良県〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、川辺町〇〇、畑の64㎡で、〇〇集落に位置します。

申請人は、隣接地の住宅の購入に伴い、申請地を譲り受けて、駐車場を確保しようとするものです。

現地調査の結果、駐車場への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

た。

以上で報告を終わります。

議 長 次に、東 委員お願いします。

東 委員 審議番号6番です。

譲受人が、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。

譲渡人が、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、川辺町〇〇、畑の462 m²で、〇〇の北東側付近の〇〇集落に位置します。

申請人は現在、借家住まいのため、申請地を譲り受けて、一般住宅を建築しようとするものです。

現地調査の結果、一般住宅への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

審議番号7番です。

譲受人が、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。

譲渡人が、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、川辺町〇〇の一部 他1筆の一部、畑の499.99 m²で、〇〇の北東側付近の〇〇集落に位置します。

申請人は現在、借家住まいのため、母所有の申請地を譲り受けて、一般住宅を建築しようとするものです。

現地調査の結果、一般住宅への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

審議番号8番です。

譲受人が、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。

譲渡人が、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、川辺町〇〇他1筆、畑の412 m²で、〇〇の南側付近で〇〇集落に位置します。

申請人は、〇〇事業を営んでおり、事業拡大に伴い、申請地を譲り受けて、効率的に運営を図るため資材置場を確保しようとするものです。現地調査の結果、資材置場への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

議 長 次に賃借権設定について報告をお願いします。梶山委員お願いします。

梶山委員 審議番号 1 番です。
借人が、枕崎市の〇〇〇〇です。
貸人が、頴娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。
申請地は、頴娃町〇〇の一部 他 1 筆、畑の 1,991.8 m²で、〇〇集落の北側に位置します。
申請人は、〇〇を営む法人であり、近隣において太陽光発電施設建設工事に伴い、工事期間中一時的に申請地を借り受けて、仮設事務所、仮設トイレ、駐車場を確保しようとするものです。
現地調査の結果、仮設事務所、仮設トイレ、駐車場への一時転用は、やむを得ないものと判断いたしました。
以上で報告を終わります。

議 長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。
5 条申請のすべてにおいて、一般基準の資力及び信用ですが、添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。
35 ㊦審議番号 1 番，36 ㊦5 番，57 ㊦賃借権設定 1 番です。
立地基準ですが、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、「第 2 種農地」の「その他の農地」と判断されます。
関係行政庁の許認可等については、特に必要ありません。

次に、審議番号 2 番です。

立地基準ですが、上水道及び下水道が埋設された幅員 4 m 以上の市道に面しており、かつ概ね 500m 以内に教育施設〇〇と医療機関〇〇があるため、「第 3 種農地」の「都市的環境整備農地」と判断されます。
関係行政庁の許認可等については、特に必要ありません。

次に、審議番号 3 番 4 番 6 番 7 番です。

立地基準ですが、周囲に 10ha 以上の集団性があり、生産性が高いため第 1 種農地と判断されますが、第 1 種農地の不許可の例外である「集落接続施設」と判断されます。

関係行政庁の許認可等については、特に必要ありません。

次に、37 ㊦審議番号 8 番です。

立地基準ですが、申請地は、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であることから、第 3 種農地の「都市計画用途地域内農地」と判断されます。

関係行政庁の許認可等については、特に必要ありません。

なお、隣接地の〇〇は宅地の一部で雑種地となっており、〇〇は平成 29 年 9 月に資材置場で許可しており進捗が 4 割で報告がされております。進捗が遅れた理由を問いましたが回答がないところです。

また、現地調査を実施した案件で農振除外 2 件 5 条 1 件ありましたが、申請面積等変更が生じたため取り下げとなり改めて申請されるとのことでした。

以上で、説明を終わります。ご審議方宜しくお願い致します。

議 長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、ご意見はございませんか。

主任主査 議長

議 長 川畑主任主査

主任主査 56 頁をお開きお願いします。さきほど、現地調査員と係長から説明がありましたが、その〇〇は先日、他の方が先日駐車場に転用申請をだしています。それと〇〇は今回の申請人がほぼ宅地という形で現況使用しています。〇〇は、29 年度に転用許可がでている状態です。

今回、現地調査で申請代理人の聴き取りによれば、37 頁審議番号 8 番になりますが、確かに申請人が〇〇を営んでいる方で間違いありません。

そこで現地で申請代理人と話をしましたが、申請理由からすれば〇〇事業者で法人なのに、なぜ法人として申請しないのかということと、29 年度転用申請もして資材置き場としているのに、4 割程度しか完成してしません。

そういう状況なのに、なぜ、ここでまた資材置き場が必要なのかということを申請代理人にたずねたところですが、あくまでも申請人が希望しているという回答を得ました。それを踏まえて審議をよろしくをお願いします。

議 長 転用調査に行かれた方で何か疑問点はありませんか。

東 委員 確かに以前求めている資材置き場はまだ手つかずで、次、また新たに求めているのはどうしてということで、行政書士が言われた言葉がありまして、ゆくゆく先の使い道について言われました。

ここで転用し変わったら、その次の使い道はスムーズにいくというのはわかりますが、この土地の持ち主がどういう方が知りません。高齢者でどうしても放さないと

いけないから買って欲しいということで、この〇〇さんが買う事にしたのか、それとも使い道があるからどうしても欲しいと手に入れたのか、どちらの気持ちもわかりません。

わたしたち農業委員は、どういう目線で結果を出したらいいのか、ちょっと疑問に感じました。

議 長 他の委員の方で何か、ご意見はありませんか。
 ここで、しばらく休憩します。

午後 2 時 50 分休憩

午後 3 時 10 分開議

議 長 再開します。
 議番号 8 番は少しおかしいのではないかとということで、事務局にもう 1 回調べてもらうということで 8 番は保留ということで取り扱ってよろしいでしょうか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
 議案第 25 号 農地法第 5 条申請に対する許可並びに諮問決定に係る案件については、審議番号 8 番を除いて、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。
 よって議案第 25 号に係る案件については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することに決定されました。
 なお、局長から一言、ご意見があるようですので、お願いします。

事務局長 さきほどの 8 番は保留になりました。事務局から申請者には、こうなった経緯については説明します。
 なお、近隣の市町村において資材置き場で申請があった場合の対応の仕方、また県の農業会議に相談したりして、基準がないのか確認して、来月の総会で皆さんに紹介したいと思いますので、資材置き場の転用については、ご理解をお願いします。

議 長 資材置き場の申請は、厳密に審査し、現地をみながら、簡単に受理しないよう

な形をとって欲しいと思います。

せっかくあがってきたのに、保留になるということは、よろしくないと思います。
事務局はよろしくお願いします。

議長 次に、日程第9 議案第26号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の意見決定について説明いたします。

61 号からになります。

先ず「所有権移転」についてですが、譲渡人は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇他8件であります。理由は全て規模拡大となっております。地目の内訳は田が2筆の2,419㎡、畑が12筆の16,559㎡であります。

申請農地の取引価格については10a当り、田が200,000円～674,000円 畑が119,000円～661,000円で売買される予定です。地域別では、颯娃4件、知覧3件、川辺2件となっています。

次に、「賃貸借利用権」の設定であります。65 号からになります。

利用権を設定する者は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん、利用権の設定を受ける者は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇他87件になります。設定面積は、田が40筆で29,761㎡、畑が160筆で235,275㎡の合計188筆の265,036㎡になります。地域別では、颯娃32件、知覧20件、川辺36件、合計88件となっております。

次に「使用貸借権設定」の設定であります。86 号からになります。

利用権を設定する者は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん、利用権の設定を受ける者は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん、他9件になります。設定面積は、田が9筆の7,070㎡、畑が24筆の36,597㎡で合計33筆、43,667㎡になります。

地域別では、颯娃5件、知覧1件、川辺4件、合計10件となっております。

以上、全ての案件について利用集積計画を確認しましたところ、その内容は基本構想に適合し、その農用地の全てにおいて耕作又は養畜の事業を行い、また事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効率的に利用することが認められ、併せて当該土地に権利を有する者の全ての同意が得られていることを確認いたしました。

以上で説明を終わります。ご審議方宜しくお願い致します。

議長 只今説明のありました案件について審議をお願いいたします。賃貸借利用権設定の番号9番から12番については宮原耕一委員が議事参与の制限に該当しますが、本日、欠席です。

したがいまして、所有権移転の全案件と賃貸借利用権設定の全案件並びに使用貸借利用権設定の全案件について、全委員で審議いたします。

質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。

議案第 26 号の所有権移転の全案件と賃貸借利用権設定の全案件並びに使用貸借利用権設定の全案件について、申請どおり適当意見とすることに、ご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。

よって議案第 26 号の所有権移転の全案件と賃貸借利用権設定の全案件並びに使用貸借利用権設定の全案件については、申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議 長 次に、日程第 10 その他でございますが、委員の方々から何かございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますが、事務局は何かございませんか。

事務局長 (今後の日程について連絡する。)

主任主査 (農地係から利用権設定の書類等に係る業務依頼を行う。)

議 長 只今の件について、ご質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 他にございませんか。

議 長 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますので、以上で本日の総会に付議されました全案件の審議は

終了いたしました。

議 長 これにて本日の会議を閉じ、併せて平成31年第4回南九州市農業委員会総会を
閉会いたします。ご起立願います。

事務局長 「一同礼」

閉 会 午後3時40分